

議案第 4 1 号

東京都板橋区感染症診査協議会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区感染症診査協議会条例の一部を改正する条例
東京都板橋区感染症診査協議会条例（平成 1 1 年板橋区条例第 1 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項を次のように改める。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、委員長は、緊急その他やむを得ない理由がある場合であつて区長が別に定めるときは、法第 2 0 条第 1 項（法第 2 6 条において準用する場合を含む。）の規定による入院の勧告（以下「入院の勧告」という。）及び法第 2 0 条第 4 項（法第 2 6 条において準用する場合を含む。）の規定による入院の延長（以下「入院の延長」という。）に係る議事を決することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

委員長が入院の勧告及び入院の延長に係る議事を決することができる場合の特例を改める必要がある。